

令和 5 年 11 月 17 日

お客様各位

大分信用金庫

定期積金中途解約における一部適用利率相違のお詫び

平素は、大分信用金庫をご利用いただき誠にありがとうございます。

今般、当金庫において、令和 5 年 10 月 4 日までに定期積金を中途解約された一部のお客様に誤った中途解約利率を適用して、利息を過少にお支払いしていることが判明しましたのでお知らせいたします。

つきましては、正しい中途解約利率を適用して再計算し、既にお支払いした利息との差額をお支払いすることといたします。

お客様には、多大なご迷惑をおかけしましたことを心より深くお詫び申し上げますとともに、今後同様の事態が発生することのないよう管理態勢を強化し、再発防止に努めてまいります。

記

1. 発生の事象

中途解約時の適用利率について、当初契約時の利率に 60% を乗じた結果（小数点第 3 位で切り捨て）が、普通預金利率を下回る場合は、普通預金利率を適用すべきところ、普通預金利率を適用せず計算していました。

2. 発生の原因

中途解約時におけるシステム設定に誤りがあったために発生いたしました。

3. 本件事象により不足金が発生する事例（毎月掛金 10,000 円のケース）

(1)平成 28 年 4 月 19 日から令和 5 年 10 月 4 日の間に中途解約した場合

掛込月数	中途解約時 掛込残高	正しい利息 (利率 0.001%)	誤った利息 (利率 0.000%)	差額
24 ヶ月	240,000 円	2 円	0 円	2 円
36 ヶ月	360,000 円	5 円	0 円	5 円

(2)平成 25 年 4 月 1 日から平成 28 年 4 月 19 日の間に中途解約した場合

掛込月数	中途解約時 掛込残高	正しい利息 (利率 0.02%)	誤った利息 (利率 0.01%)	差額
24 ヶ月	240,000 円	48 円	24 円	24 円
36 ヶ月	360,000 円	107 円	55 円	54 円

※事例はあくまで参考値となります。

4. お客様への対応

平成 25 年 4 月以降に中途解約され、利息のお支払いが不足していたお客様には、個別に連絡させていただき、法定利率（年 5%）で計算した遅延損害金も併せて、お支払いさせていただきます（該当口座数 3,597 口座、不足金合計 189,985 円、1 口座当たり平均 52.8 円）。

平成 25 年 3 月以前に中途解約された口座につきましては、お客様よりお問い合わせがあり次第、可能な限り調査を行い、対応させていただきます。その場合、帳票の保存年数が 10 年であるため、調査に時間を要することに加え、調査の結果、解約当時の資料を確認できない場合、お支払いできないこともあります。何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

<お問い合わせ先>

大分信用金庫

しんきん相談所 (0120-120-827)

受付時間：平日 9:00～17:00

以 上